

消費生活センターにご相談ください

架空請求はがきにご注意を

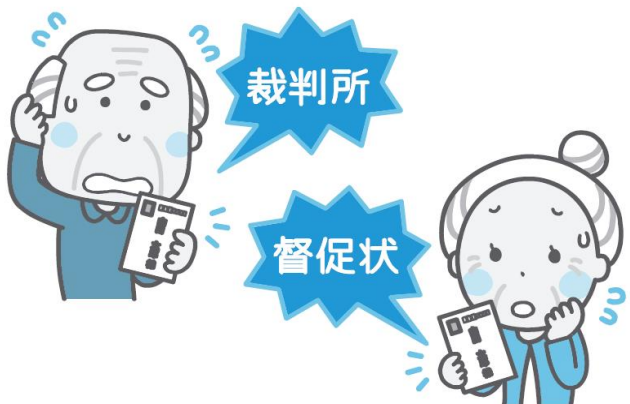


法的紛争解決機関などを装い「裁判所に訴状が提出された」「給与、財産を差し押さえられる」と脅して、不安をあおった上で、「訴訟を取り下げたければ電話で連絡しなさい」と架空電を誘導するはがきが突然自宅などに届くといった事例があります。これは平成29年8月ごろから急増しており、今年度に入ってもまだなお報告されています。

裁判所や紛争解決機関を名乗る「架空請求はがき」が届いても、慌てないでください。

架空請求はがきに だまされたい！ 覚えておきたい3カ条

- ① 家族や友人、近所の人など身近にいる人に相談しましょう。
- ② 裁判や訴訟などに関する重大な通知はがきで送られてくることは絶対にないことを知っておきましょう。
- ③ はがきに書かれた電話番号には絶対に電話をしななうでください。



「身に覚えのないあやしいはがきが届いたけど、どうしたらいいかわからない」という場合は、絶対に一人で判断せずに渋川市消費生活センターへご相談ください。

▼問い合わせ先

渋川市消費生活センター

☎ 22・23325

※受け付けは祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日の午前9時～午後4時

群馬県消費生活センター

☎ 027・223・3001

消費者ホットライン

☎ 188